

別紙「留意事項」

公益社団法人全日本アーチェリー連盟

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止について

新型コロナウイルス感染拡大の防止について、次の各項目に協力すること。

- ① 以下の各事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。
 - i 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - ii 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
 - iii 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合。
- ② 必ずマスクを持参し着用すること(行射中を除く)。
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の参加者、主催者スタッフなどとの距離(できるだけ1m以上)を確保すること。
- ⑤ 競技中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置を遵守し、主催者の指示に従うこと。
- ⑦ 体調申告書を記入し、来場時に受付テントで提示すること(最終日の朝、受付に提出)。
- ⑧ 競技終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

2. 個人情報の取り扱いについて

- ① 使用目的
 - i 加盟団体への出場決定者選考結果通知。
 - ii 大会プログラム作成(大会プログラムは、大会関係者以外に一般及びマスメディアに公開する)。
 - iii マスメディア、会場内での参加選手や観客及び加盟団体への成績表の配付並びに送付(ホームページ等への掲載を含む)。
 - iv 大会運営に必要な場内アナウンス、掲示板等への掲示。
 - v 本連盟の公式ホームページ、Facebook、instagram への画像・映像の掲示。
 - vi 新型コロナウイルス感染症の管理・追跡などに伴う通知・連絡等。
- ② 上記以外に利用する場合は、本人に通知し承諾を得る。
- ③ その他個人情報の取り扱い(プログラム作成時の印刷業者への委託等)については、本連盟個人情報保護規程に基づき行う。

3. アンチ・ドーピングについて

競技者は次の役割と責任を担う。(公益社団法人全日本アーチェリー連盟 アンチ・ドーピング規程 第3条 義務 3.1より)

- i アンチ・ドーピング規則をすべて理解し、遵守すること。
- ii いつでも検体採取に応じること。
- iii アンチ・ドーピングとの関連で、自己の摂取物および使用物に関して責任を負うこと。

- iv 禁止物質および禁止方法を使用してはならないという義務を負っていることを医療従事者に対して自らが伝達するとともに、自らが受ける医療処置についても、本規則に基づき導入されたアンチ・ドーピング規範および規則に対する違反に該当しないようにすること。
- v 自身が過去 10 年間の間にアンチ・ドーピング規則違反を行った旨の非署名当事者による発見の決定を国内アンチ・ドーピング機関およびWAIに開示すること。
- vi ドーピング調査を実施するアンチ・ドーピング機関のドーピング調査に協力すること。
- vii 競技者がドーピング調査を実施するアンチ・ドーピング機関に協力しないことは、WAの懲戒規則/行動規範に基づき不正行為の請求がなされる可能性がある。

【ドーピング検査について】

- i 本競技会は、日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象大会です。
- ii 競技会参加者(18歳未満の競技者を含む。以下同じ)は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程に従い、ドーピング・コントロール手続の対象となることに同意したものとみなします。18歳未満の競技者については、本競技会への参加により親権者の同意を得たものとみなします。
- iii 選手は、写真付き身分証明証(学生証、社員証、自動車免許証、パスポート等)を持参して下さい。(本人確認のため義務付けられている)
- iv 本競技会に参加する18歳未満の競技者は、親権者の署名した同意書を大会に持参し携帯して下さい。親権者の同意書フォームは、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)のウェブサイト(<https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html>)からダウンロードできます。18歳未満の競技者はドーピング検査の対象となった際に、親権者の署名が記載された当該同意書を担当検査員に提出して下さい。なお、親権者の同意書の提出は18歳未満時に1回のみで、当該同意書の提出後に再びドーピング検査の対象となった場合は、すでに提出済みであることをドーピング検査時に申し出て下さい。ドーピング検査会場において親権者の同意書の提出ができない場合、検査後7日以内にJADA事務局へ郵送にて提出して下さい。親権者の同意書の提出がなかった場合でも、ドーピング・コントロール手続に一切影響がないものとします。
- v 本競技会参加者は、本競技会において行われるドーピング検査(尿・血液等検体の種類を問わず)を拒否または回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続きを完了することができなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性があります。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意して下さい。
- vi 本競技会参加者は、競技前7日間に服用した医薬品、塗布、注射等医療行為を施したり、使用したものの(処方薬、売薬を問わない)および摂取したサプリメント類の名前と数量を記入したメモを携行することが薦められます。
- vii 競技会・競技会外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため、競技/運動終了後2時間の安静が必要となるので留意して下さい。
- viii 日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト(<http://www.playtruejapan.org>)にて確認して下さい。